

[特別養護老人ホーム 天寿園]利用料金表

社会福祉法人 天寿園会

【多床室】①②③④⑤を合計し、1ヶ月の目安にしてください。(本表は自己負担割合が1割と2割と3割の方の例)

①基本料金

<負担割合1割の方>				<負担割合2割の方>				<負担割合3割の方>			
要介護区分	単位数	自己負担額 (1日)	1ヶ月(30日)の 自己負担(1割)	自己負担額 (1日)	1ヶ月(30日)の 自己負担(2割)	自己負担額 (1日)	1ヶ月(30日)の 自己負担(3割)	自己負担額 (1日)	1ヶ月(30日)の 自己負担(2割)	自己負担額 (1日)	1ヶ月(30日)の 自己負担(3割)
要介護1	589	589円	17,670円	1,178円	35,340円	1,767円	53,101円	1,178円	35,340円	1,767円	53,101円
要介護2	659	659円	19,770円	1,318円	39,540円	1,977円	59,310円	1,318円	39,540円	1,977円	59,310円
要介護3	732	732円	21,960円	1,464円	43,920円	2,196円	65,880円	1,464円	43,920円	2,196円	65,880円
要介護4	802	802円	24,060円	1,604円	48,120円	2,406円	72,180円	1,604円	48,120円	2,406円	72,180円
要介護5	871	871円	26,130円	1,742円	52,260円	2,613円	78,390円	1,742円	52,260円	2,613円	78,390円

* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された割合に合わせて、ご利用者様の負担額を変更致します。

②その他の加算

項目	加算内容	単位数	自己負担(1日)			自己負担(1ヶ月)		
			1割	2割	3割	1割	2割	3割
初期加算	入所後30日間。入院後再入所した場合も同様。	30	30円	60円	90円	—	—	—
入院・外泊時費用	1ヶ月に6日を限度、外泊等の初日と最終日を除く。	246	246円	492円	738円	—	—	—
療養食加算	医師の指示による食事の提供した場合。(1日/3回まで)	6	6円	12円	18円	—	—	—
栄養ケアマネジメント強化加算	管理栄養士が医師・看護師と共同して栄養ケア計画を作成し、状況に応じた食事を提供。また、厚生労働省への情報提出。	11	11円	22円	33円	—	—	—
経口移行加算	医師の指示により経管栄養から経口摂取への取り組み。	28	28円	56円	84円	—	—	—
経口維持加算 I	医師又は歯科医師の指示を受けたものを対象として、経口維持計画を作成し、栄養管理を実施した場合。	400	—	—	—	400円	800円	1,200円
経口維持加算 II	経口維持加算 Iを算定し、食事の観察及び会議に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。	100	—	—	—	100円	200円	300円
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合。	400	—	—	—	400円	800円	1,200円
退所時栄養情報連携加算	特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断し、管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供する。	70	—	—	—	70円	140円	210円
安全対策体制加算	組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所時に1回のみ)	20	—	—	—	20円	40円	60円
褥瘡マネジメント加算 I	入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合。また、評価結果について厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報等を活用する。	3	—	—	—	3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算 II	上記加算(I)の要件を満たし、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと。	13	—	—	—	13円	26円	39円
排せつ支援加算 I	排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて医師や看護師が施設入所時に評価し、評価結果について厚生労働省に提出し、排泄支援に情報を活用する。評価結果に基づき、多職種が共同して支援計画を作成、定期的な見直しを行なう。	10	—	—	—	10円	20円	30円
排せつ支援加算 II	上記加算(I)の要件を満たし、適切な対応を行うことにより排泄状況が改善するとともに、悪化がない。 ■またはおむつ使用から使用なしに改善していること。	15	—	—	—	15円	30円	45円
排せつ支援加算 III	上記加算(I)の要件を満たし、適切な対応を行うことにより排泄状況が改善するとともに、悪化がない。 ■おむつ使用から使用なしに改善していること。	20	—	—	—	20円	40円	60円
口腔衛生管理加算 I	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を年2回以上行っている場合。	90	—	—	—	90円	180円	270円
口腔衛生管理加算 II	上記加算(I)の要件に加え、厚生労働省に情報を提出し、口腔衛生等の管理の実施にあたり、適切かつ有効な情報を活用していること。	110	—	—	—	110円	220円	330円
精神科医療養指導加算	認知症である入所者が1/3を占めている施設において、精神科医による定期的な療養指導を	5	5円	10円	15円	—	—	—
看護体制加算(Ⅰ)口	常勤の看護師を1名以上配置。入居定員が30人。または51人以上	4	4円	8円	12円	—	—	—
看護体制加算(Ⅱ)口	上記加算(Ⅰ)を満たし、更に必要数に1を加えた数以上の看護職員を配置し、24時間連絡取れる体制が確保されている場合。	8	8円	16円	24円	—	—	—
夜間職員配置加算(Ⅰ)口	夜勤時間帯(18時～翌10時)における一日平均夜勤職員数が基準数に1を加えた数以上の配置となっている場合。 入居定員が30人。または51人以上	13	13円	26円	39円	—	—	—
看取り介護加算(Ⅰ)	看取り介護を希望される場合:死亡日以前31日以上45日以下。	72	72円	144円	216円	—	—	—
看取り介護加算(Ⅱ)	看取り介護を希望される場合:死亡日以前4日以上30日以下。	144	144円	288円	432円	—	—	—
看取り介護加算(Ⅲ)	看取り介護を希望される場合:死亡日の前日及び前々日。	680	680円	1,360円	2,040円	—	—	—
看取り介護加算(Ⅳ)	看取り介護を希望される場合:死亡日。	1280	1,280円	2,560円	3,840円	—	—	—
個別機能訓練加算 I	機能訓練指導員が個別に機能訓練計画書を作成し、身体機能の維持・向上をはかる。	12	12円	24円	36円	—	—	—
個別機能訓練加算 II	上記加算(I)の要件に加え、厚生労働省に情報を提出し、機能訓練の実施にあたり、適切かつ有効な情報を活用していること。	20	—	—	—	20円	40円	60円
個別機能訓練加算 III	個別機能訓練加算(II)、口腔衛生管理加算(II)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。	20	—	—	—	20円	40円	60円
ADL維持等加算 I	入所者の自立支援・重度化防止につながるサービスの提供を事業者へ促す。入所者の要介護度の維持・改善に着目し、評価を行い、その結果を厚生労働省に提出する。	30	—	—	—	30円	60円	90円
ADL維持等加算 II	上記加算(I)の要件を満たし、評価対象利用者の評価がより高い場合。	60	—	—	—	60円	120円	180円
生活機能向上連携加算 I	理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画書を作成等すること。	100	—	—	—	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算 II 1	理学療法士等や医師が訪問して行う場合。	200	—	—	—	200円	400円	600円
生活機能向上連携加算 II 2	上記加算(II)で、個別機能訓練加算を算定している場合。	100	—	—	—	100円	200円	300円
認知症専門ケア加算 I	認知症百立度Ⅲ以上の入所者の割合が50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症百立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1人以上、20人以上の場合は10人ごとに1人以上配置。	3	3円	6円	9円	—	—	—
認知症専門ケア加算 II	認知症百立度Ⅲ以上の入所者の割合が50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症百立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1人以上配置。	4	4円	8円	12円	—	—	—
日常生活継続支援加算 I	介護福祉士の数が、常勤換算で入所者6に対して1以上であり、かつ、以下のいずれかを満たす ・新規入所者のうち、要介護4・5の占める割合が70%以上 ・新規入所者のうち、認知症百立度Ⅲ以上の占める割合が65%以上	36	36円	72円	108円	—	—	—
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに、自立支援のために必要な医学的評価を入所時に実施し、定期的に見直しを行なう。多職種が共同して自立支援の支援計画を策定し、ケアを実施。医学的評価結果を厚生労働省に提出し、情報を活用する。	280	—	—	—	280円	560円	840円
科学的介護推進体制加算 I	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に基本的な情報を厚生労働省に提出していること。	40	—	—	—	40円	80円	120円
科学的介護推進体制加算 II	上記加算(I)の要件に加え、身体機能の状況等を厚生労働省に情報を提出し、適切かつ有効な情報を活用していること。	50	—	—	—	50円	100円	150円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	在宅の認知症の行動・心理症状(BPSD)が出現して、在宅での生活が困難となり、緊急に入所することが適当であると医師が判断した場合に、施設へ入所し、サービスを提供すること。入所後7日間に限る。	200	200円	400円	600円	—	—	—
在宅復帰支援機能加算	在宅へ戻られる場合。	10	10円	20円	30円	—	—	—
在宅・入所相互利用加算	在宅・施設の計画的利用。	40	43円	86円	129円	—	—	—
退所前訪問相談援助加算	1ヶ月以上入所する見込みの入所者が退所する前に、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、医師のいずれかの職種の者が退所後に生活する住宅を訪問し、相談援助を行なった場合。入所中1回を限度。(入所後早期に退所前訪問相談援助の必要があると認められる入所者にあっては2回)を限度として算定。	460	—	—	—	460円	920円	1,380円
退所後訪問相談援助加算	入所者の退所後30日以内に当該入所者の住宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行なった場合。退所後1回を限度。	460	—	—	—	460円	920円	1,380円
退所時相談援助加算	入居者及びその家族に対して退所後の相談援助を行なう。かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合。	400	—	—	—	400円	800円	1,200円
退所前連携加算	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行なった場合。	500	—	—	—	500円	1,000円	1,500円
退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1につき1回に限り算定する。	250	—	—	—	250円	500円	750円

協力医療機関連携加算 I	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。 ①入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。	100	-	100円	200円	300円
特別通院送迎加算	透析をする入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合。	594	-	594円	1,188円	1,782円
高齢者等感染対策向上加算 I	・感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ・診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。	10	-	10円	20円	30円
高齢者等感染対策向上加算 II	・感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、少なくとも3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。 ・感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けること。	5	-	5円	10円	15円
新興感染症等施設療養費	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症次に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1回に1回、連続する5日を限度として算定する。	240	-	240円	480円	720円
生産性向上推進体制加算 I	・(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。	100	-	100円	200円	300円
生産性向上推進体制加算 II	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上がイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。	10	-	10円	20円	30円
サービス提供体制加算 I	介護職員の総数のうち、①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士35%以上 ③サービスの質の向上に資する取組を実施していること。いずれかに該当すること。	22	22円	44円	66円	-
サービス提供体制加算 II	介護職員の総数のうち、介護福祉士60%以上。	18	18円	36円	54円	-
サービス提供体制加算 III	介護職員の総数のうち、①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上。いずれかに該当すること。	6	6円	12円	18円	-
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	サービス利用単位数の1000分の140に相当する単位数。					
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	サービス利用単位数の1000分の136に相当する単位数。					
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	サービス利用単位数の1000分の113に相当する単位数。					
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	サービス利用単位数の1000分の90に相当する単位数。					

③居住費・食費

対象者	段階	1日居住費	1日食費	居住費+食費(30日あたり)
①市町村民税非課税世帯(別世帯の配偶者を含む)	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	1	0円	300円
	・申請者の前年の課税年金収入+合計所得が80万円以下の方 ・申請者及び配偶者の預貯金等の合計額が1,650万円以下(単身者の場合は650万円)	2	430円	390円
	・申請者の前年の課税年金収入+合計所得が80万円を超える方 以下 ・申請者及び配偶者の預貯金等の合計額が1,550万円以下(単身者の場合は550万円)	3-①	430円	650円
	・申請者の前年の課税年金収入+合計所得が120万円を超える方 ・申請者及び配偶者の預貯金等の合計額が1,500万円以下(単身者の場合は500万円)	3-②	430円	1,360円
	上記要件に該当しない方	4	915円	1,445円
69,000円				

※ 負担限度額認定証が必要になります。

④日常生活にかかるその他の費用

日用品・クラブ活動の材料費・クリーニング代・理美容代・医療費・その他嗜好にかかるもの

上記料金について説明を受け同意します。

令和 年 月 日

⑤電気代

テレビなど居室に持ち込み利用された場合、1日 100円徴収致します。(冷蔵庫の持ち込みはご遠慮ください。)

※この料金表に記載されている金額は隨時変動する可能性があるのであらかじめご了承ください。

利用者氏名

印

ご家族名

印